

研究会

外交文書と外交史研究―拙著『近代日本の外交史料を読む』に即して―

駒澤大学教授 熊本史雄

はじめに

ご紹介にあずかりました熊本と申します。本日は、伝統と格式のある研究会にお招きいただきまして、誠にありがとうございます。

私は一九九五年四月から二〇〇四年三月までの九年間、外交史料館で事務官としてお世話になっておりました。当時は研究会、講演会が開催されると、ホストとして迎える側でしたが、このたび、このような場を設定していただきました。こちらに奉職中は、まさか自分がゲスト側に回る日が来るとは思っていませんでしたので、非常にありがたい光栄に思っております。

本日は、拙著『近代日本の外交史料を読む』（ミネルヴァ書房、二〇二〇年）について触れながら、「外務省記録」を題材に、外交文書のこと、外務省記録を利用する際に留意していること、歴史を研究する際に私なりに考えてきたことなどを中心にお話し差し上げたいと思います。要は、私の場合こうやって文書を読んできましたという話なので、やや押しつけがましい内容になるかもしれませんが、一つの方法論としてこういった読み方もあるのか、という程度にお聞きいた

だけたらと思っております。

さて、本書は方法論に関する著作でもあるわけですが、公文書をどう読むかということと、そこから歴史研究、とりわけ政治過程の解明にどう切り込むかという、私なりの見解を述べたものです。

まずは「本書の構成」についてですが、序章と終章がありまして、それ以外の十一章を加えた全一三章構成になっております（本稿二二頁参照）。そのうち本論に当たる計十一章は、大きく三つの部に分けられ、三部構成となっています。各章の詳細について紹介することは控え、ここでは三つの部立てについて紹介したいと思います。

第一部は、「外交文書の概要を知る」でして、第一章から第四章まで設けてあります。第一部はテキスト論的な要素が強く、外交文書の原文書を読むときの留意点を中心に書いています。手引き書的な内容といえるかもしれません。

どうしてそのようなものを書こうと思ったのかといえば、外交文書の原文書をいきなり見ても、初学者のうちにはなかなか取っつきにくいという経験を私自身がしているからです。私は大学院生のとき初めて外交史料館にお邪魔したのですが、どうやって読んだらよいのだろう



熊本 史雄 教授

かと、読み方をめぐってずいぶんと戸惑いました。もちろん内容は読めるのです。ですが、往電／來電といった電報や、往信／來信といった公信の処理過程をどのように理解して読んだらよいのか、よくわかりませんでした。『日本外交文書』と読み比べてもどうも

しっくりこない。それは、ある意味当然ですね。編纂物の『日本外交文書』には、文書の処理過程の情報が切り落とされており、掲載されていません。ですから、非常に難儀した記憶があります。こうした体験も踏まえて、これから外交文書を使って外交史研究を試みようという若い人たちに向けて、いささかなりともガイダンスという形で案内できればという思いで書きました。第一章で、外交文書を公文書の全体像に位置づけ、第二章「電報の読み方」、第三章「公信の読み方」、第四章「原文書と編纂史料とデジタルアーカイブズ」という構成になつており、それぞれの文書の特性や利用の仕方、外務省記録を利用する上での留意点などを書いております。

第II部と第III部では、「史料学的アプローチ」という手法を駆使して外交文書を読んでみたらどうという外交史像を描けるのか、という話を展開しました。

第II部は「記録の構造変化に即して『読む』」です。ここでは、構造体としての外務省記録の秩序が形成されていく背景には、どのよう

な政策の展開過程があったのか、という話を書いております。「構造変化」というとわかりづらいかもしれませんが、外務省記録に即していいますと、ひとつは記録の「階層」の変化です。戦前期の外務省記録は、最上位の分類項目である「門」というカテゴリーの下位に、「類」「項」「目」「号」といったカテゴリーが階層的に設けられ、そうした秩序の下で保存されています。分類規程が改正されると、当然これらの項目つまり階層も変化し、それによって記録の秩序形成と関わる文書の保存の仕方も変わっていくのですが、一方で、分類規程が変更されなくても、執務のあり方や外交政策の転換・変化によって記録の分類の仕方、保存の仕方が変わっていく、結果的に記録の階層構造に変化が生じるケースもあるのです。

重要なのが、そうした階層構造に導かれて形成される「群」としての構造の変化です。これが、もうひとつの構造変化だといえます。構造体としての記録の秩序変化という視点を基に、意思決定過程のあり方やその変化を統合的に把握・検証していった、組織体としての外務省がどのように機能したのか、それが実際の外交政策の展開とどう関わっていたのか、といった点に論究したのが第II部です。

第III部は「文書の処理に即して『読む』」です。ここでは、電報や公信の決裁過程の全体像、つまり一つの文書だけではなく、当該案件の文書群全体に及ぶ決裁過程を悉皆的に見ていくことによって対外政策の質的転換を解明する、ということに挑みました。たとえば、文書の回付状況について検証しております。ある段階から決裁の処理の方

法が急に変わる、ある部署と共有していたはずの情報があるときを境に急に共有されなくなる、といった処理の変化に注目しました。どうしてこういう変化が起きるのか、その背景にはどういふ外交政策の転換があったのか、要は、文書回付方法の変化の背後にある国際環境の変動やその中で日本外務省の政策の変化とか、国際関係における日本の立ち位置の変化などを検証してみた、というのが第Ⅲ部です。

ここで申し上げておきたいのは、私のいう「読む」という行為は、文書の内容だけを読むのではないということです。公文書には、本文以外の様々な情報——「多義的な情報」が含まれています。公文書は起案され、決裁過程を経て、施行されるといふステージを辿ります。電報であれば、本省から発信され、相手方である在外公館にその情報が訓令として伝わった時点で、施行ということになります。その後も、その訓令電報に対する請訓電報が返信されるなどのやり取りが続き、やがて案件として一連の文書にまとまります。それらが保存期間を過ぎた後も執務参考として有用だと評価されたら、ファイリング(簿冊化)され、外務省記録として保存されるのです。

重要なのは、意思決定過程に加え、当該文書がいつ、どの分類項目に収録されてファイリングされ記録として保存されたのかといった情報が、公文書の「鑑」には原則として記入されていることです。決裁書の一枚目を「鑑」といいますが、そこを見ると、文書のライフステージが全て凝縮的に書かれています。そういった情報を可能な限り読み取って外交文書を構造的秩序を伴った歴史史料として捉え直し、内容

の理解へと及んでいく行為を、私は「読む」と言っています。

内容を把握することも、もちろん大事ですけれども、外交文書に限らず公文書には文書のライフステージや構造を理解する上での情報が詰まっていますので、それらを根こそぎ読み取る、それらを駆使して歴史像を構築するということが、「公文書を読む」という行為になるのです。そういう方法による「公文書の読み方」を、第Ⅱ部、第Ⅲ部で論じてみたということです。

一 「史料学的アプローチ」の着想を得る

本書を執筆した詳しいいきさつは「あとがき」に書きましたので、ここでは、こうした「史料学的アプローチ」を手掛けるようになったきっかけについて、少し重点的に話してみたいと思います。

まず、『年報・近代日本研究(一一) 協調政策の限界―日米関係史一九〇五―一九六〇』(山川出版社、一九八九年)に収録の、酒井哲哉先生がお書きになった『英米協調』と『日中提携』という論文について、触れておきたいと思います。この論文で酒井先生は「外務省の組織学的分析が必要ではないか」と、鋭い指摘をなされています。誤解を恐れずに概言すれば、それ以前の外交史研究は、外務省という組織をまるで一枚岩であるかのように一体的に描くことが非常に多かった、いやほとんどの場合、そのように描かれていたと思います。

つまり、政策主体の主語を「外務省」とか、場合によっては「日本」として叙述するケースがほとんどだったように思います。酒井先生は、その点を鋭く衝いて、もう少し外務省という組織体を分節化し、細かく捉えて外交史を叙述するべきではないかと問題提起されたのです。そのご論文で、酒井先生は吉田茂と重光葵に注目して、在外公館と外務省本省との対応の温度差などに論及しながら、日本外交の分節化を試みられました。私自身が論文を読んだのは、恥ずかしながら外交史料館に入ってからだったのですが、とても刺激的な論文に思えて、確かにそのとおりだと感銘を受けました。

一方で、その頃の私は、従来の外交史研究は外務大臣のパーソナリティを強調し過ぎていたのではないかと考え始めていました。「幣原外交」はその典型ですが、外務大臣の個人名を冠した「○○外交」という一つの型で説明する研究がずいぶんと見られました。この方法は一つの型というか、パターン化されたものを並べながら歴史を叙述できるので、整理されていてわかりやすいのです。たとえば、「幣原外交」対「田中外交」といった形で二項対立的に書けるので明快です。なかでも、馬場伸也先生がお書きになった『満州事変への道』（中公新書、一九七二年）は、私が学生時代に夢中になって読んだ一冊です。幣原と田中が対照的にわかりやすく叙述されていて、大いに魅了されました。ただ同時に、やや整理され過ぎていてはないか、という違和感が残ったのも事実です。

ちなみに馬場先生は、刺激的な論文を多く残されています。たとえ

ば、細谷千博・綿貫讓治編『対外政策決定過程の日米比較』（東京大学出版会、一九七七年）に収録された、「北京関税特別会議にのぞむ日本の政策決定過程」という論文は、その代表例でしょう。馬場先生は、外交文書に押捺された判子を仔細に検討し、意思決定過程を克明かつ精緻に再現・分析されています。こうやって外交文書を読めばよいのだ、段階を追って考えていけばよいのだと理解でき、当時の私にとって一つのお手本のような論文でして、大きな影響を受けました。

「史料学的アプローチ」を手掛けるようになったもう一つのきっかけは、マルチ・アーカイバル・アプローチに対する、私なりの疑問です。最近よく言われる一国史研究、ナショナル・ヒストリーではなく、「グローバル・ヒストリーを目指すべきだ」といった潮流に鑑みれば、「史料学的アプローチ」よりも、マルチ・アーカイバル・アプローチの方が推奨されるべき手法であることは疑いようありません。二国間・複数国間の関係性、あるいはコミュニケーションのギャップなどを指摘できるのがマルチ・アーカイバル・アプローチの面白いところで、この手法の一番の魅力はそこにあると思います。日本の外交官が相手の外交当事者と折衝し、そこから得た情報や認識が日本の外交文書に記されているのですけれども、相手国の文書を読むことで、日本外交官の犯していたミスリードや勘違いといったコミュニケーション・ギャップがわかっていくというのが一つの魅力でして、そこを起点にドラステイックな歴史展開が叙述できます。そういう魅力は何物にも代え難いのです。

けれども一方で、公文書のもつと基層に潜んでいるもの、組織体としての行政文化や機関哲学といったもの、あるいは機能のありようといったもの、とにかく外務省という官僚制組織にまつわるそうした事象や原理も大切な分析対象であり、解明すべき事柄ではあるまいかと、考えていました。同時に、マルチ・アーカイバル・チェックを駆使しても、これらを擲り上げることは無理だろう、とも考えていました。

要は、外交活動という目に見える動態のうちに潜む、目には見えないそうした事象や原理を、日記や手紙といった私文書や回想録などからではなく、外務省記録という公文書から擲り上げるには、どのようなアプローチがあり得るのだろうか、と考え始めたのです。先ほど申し上げた馬場先生の論文では、意思決定過程が事例的に克明かつ精緻に再現されていましたが、そういう領域にまではまだ立ち入っていないなかつたのです。その点を克服するにはどうすればよいのだろうかという課題が、私の中で問題意識として持ち上がってきたのです。

そのようななかで、私の恩師である中野目徹先生が『近代史料学の射程——明治太政官文書研究序説』（弘文堂、二〇〇〇年）という本を上梓されました。近代史料学とは、「文書行政の三過程」——「三過程」というのは、文書の処理、施行、保存といった三つの過程のこととして、それらを踏まえながら、文書群全体の伝来、存在形態、内的秩序や文書処理の変化などに注目し、文書作成主体の組織構造や運用、さらには機能面の変化を解明して、政治過程そのものの検証へと切り込んでいく方法論です。

中野目先生は明治太政官文書を事例にそういう方法論を提唱されたのですが、私はこれを外交文書にも応用できないかと考え始めました。外交文書の秩序などから組織体の機能を明らかにして、そこから政治過程に切り込んでいけるのではないかと、外交史研究にも応用可能だろうと考えたわけです。むろん、同書所収論文のいくつかは初出時に読んでいたので、正確に言えば、その頃から意識し始めたのです。

ただ、一口に応用すると申ししても、明治太政官文書と外交文書とは、内容はもちろん、文書の成り立ちや構造といったレベルでは、全くの別物と言ってよいほどの違いがあります。ですから、方法論を単純に真似たらよいという話ではありません。外交文書を対象とした、私なりの「史料学的アプローチ」の模索と追究が始まりました。当時は、マルチ・アーカイバル・アプローチが隆盛を極めていたので、「史料学的アプローチ」と言ってもなかなか受け入れられない、マイナーな手法だと受け止められていたと思います。もともと、現在でもマイナーな手法には違いないのですが（笑）、当時は今以上にマイナーでしたから、さらに肩身の狭い思いをしておりました。

二 手法としての「史料学的アプローチ」

(一) 記録の構造変化に注目する

繰り返しになりますが、「公文書を『読む』」というのは、『多義的

な情報』を引き出す」ことです。意思決定過程の再現はもちろん、記録の保管・保存、公文書の構造をも把握することで、そこから政治過程の解明に切り込んでいくということです。それが「史料学的アプローチ」の特徴だといえます。

それでは、第II部のテーマである「記録の構造変化に注目する」とは、一体どのようなことか、具体例を示しながら説明したいと思います。

【図1】(二二頁)をご覧ください。これは、「対支文化事業」という文化政策に関する文書で、戦前期外務省記録のF門(交通・通信)の簿冊(F.1.9.2.102「山東鉄道関係一件 国庫証券関係(業務拡張並回収関係ヲ含ム)」第一巻)に所収されています。

まずは、なぜ対支文化事業と山東鉄道が関係するのかについて、補足しておきましょう。文化事業の財源の根拠は、「団匪賠償金」という、北清事変の結果中国が支払うことになった賠償金として、日本はそれを運用して、中国に病院や学校を建設するという事業を展開しました。と同時に、ファイル件名に「国庫証券関係」とあるように、実はこれは山東鉄道の経営に関わる問題でもあったのです。つまりは、山東鉄道の国庫証券の一部利率を対支文化事業の財源の一部に振り分けていたのです。そうした事情で、対支文化事業関係文書がF門(交通・通信)に編綴されているのです。

では、もう一方の文書【図2】(二三頁)をご覧ください。これはH門(東方文化事業)の簿冊(H.2.3.0.2「膠濟鉄道国庫証券利子受入関係雑集」第一巻)に所収されています。ちなみに、膠濟鉄道とは

山東鉄道のことです。【図1】は昭和三年、【図2】は昭和二年と年次の違いはあれども、同じ対支文化事業の関係文書が、F門(交通・通信)とH門(東方文化事業)とに、別々に編綴されているのです。対支文化事業関係文書の分類項目は、H門(東方文化事業)なので、普通であればH門に編綴されることとなります。しかし、【図1】はF門の記録に編綴されています。なぜでしょうか。

ここで注目したいのは、【図1】と【図2】それぞれの文書の野村の上辺左側に書き込まれた、「508.1243」という数字です。現在の外務省記録の秩序には反映されていませんので「幻の」といつてもいいかもしれませんが、これは、「ABC式」分類が導入される前に、かつて外務省が導入していた「デイスマル式」という記録分類の番号です。「508」という分類項目の下に階層的に「1243」という項目を設けて、そこに対支文化事業関係文書の一部を分類していたのです。つまりここから、【図1】と【図2】は、今でこそF門とH門にそれぞれ別れて分類されていますけれども、デイスマル式による文書管理当時は「508.1243」という同じ項目に分類されていたことがわかります。

ところが、分類規程の改正によりデイスマル式が廃止され、新たにABC式分類が導入されたことを機に、それまで同じ項目に分類されていた文書が、片やF門へ、片やH門へと分類され直したのです。そうなる、ひとつの疑問が湧いてきます。いったいどうして、こうした処理がなされたのでしょうか。

このことに気づいたのは、対支文化事業についてH門の文章をみ

ていく過程で、F門にも関係文書がおそらく分類されているはずだと思つて調べたからではありません。そうではなくて、全く別の案件でF門の鉄道関係の文書を悉皆的に調べているときに、たまたま「508.1243」という書き込みが目が留まり、この書き込みはたしかH門の編綴文書にもあつたなど、ふと気づいたので。そして、この数字がデイスマル式の分類番号だとすぐに気づいてからは、ではなぜ、もともと同じ分類項目に収録されていた文書が分割されてしまったのか、これには何かしら外交上の理由があるのではないかと、考え始めました。文書行政上の単なる記録整理の問題だけではないだろう、この背景には外交史的な意味合いとか、あるいは国際環境の変化に起因している何かが潜んでいるのではないかと、考え始めたのです。

結論を先取りして申し上げますと、文書がF門とH門とに分割して編綴された直したのは、中国の内政状況の大きな変化に起因するものでした。大正一三（一九二四）年九月に第二次奉直戦争が勃発します。それによつて、膠濟鉄道つまり山東鉄道の経営が悪化します。対支文化事業の財源と密接に関わる山東鉄道が営業不振に陥つていく。財源に山東鉄道の国庫証券を充てている以上、文化事業の遂行は鉄道の経営状況に左右されますが、内戦によつてそれが非常に困難になりつつあるという問題が発生していたのです。

奉直戦争は、奉天派と直隸派という中国の二つの地方軍閥が争つた内戦ですが、では、それによつて山東鉄道の経営が悪化すると、どうして元来同じ項目に編綴されていた文書が、わざわざF門とH門に分

かれて編綴し直される必要があつたのでしょうか。

ここで注目したいのは【図一】の罫枠右外側に押捺された「第一課」という判子です。これは、亜細亜局第一課が主管していたことを意味しています。また、その下に、「中山」という判が押してありますけれども、これは中山詳一という事務官の印です。文化事業の主管は、本来は対支文化事務局、あるいは後継の文化事業部ですから、その意味で、【図一】は、例外的な処理だといえます。

では、なぜ亜細亜局第一課が対支文化事業に関する案件を主管することになったのか、について考えてみましょう。これも結論を先取りしていえば、奉直戦争の戦乱を契機に、山東鉄道の経営問題が日中間の主要な外交案件として政治問題化したからなのです。そこで、中国との政治的な案件を含む折衝事項は文化事業部には任せられない、それは亜細亜局第一課のマトターであるとして、同案件に関しては亜細亜局第一課が主管を引き取ることにしました。

分課規程によれば、対支文化事業は、対支文化事務局もしくは後継の文化事業部の専管事項なので、このときの外務省はそれに縛られないで、弾力的かつ柔軟に所掌を分担していたことがわかります。つまり、対支文化事業の財源問題を惹起した奉直戦争に関わる中国政府との折衝事項は、ハードな政治的案件的なもので亜細亜局第一課が主管することにした、換言すれば、亜細亜局第一課が政治的案件的を通じて対支文化事業の財政面をグリッブしていた、そのために事業を専管したはずの対支文化事務局の自律性は限定的なものに過ぎなかつた、

という歴史像が浮かび上がるのです。

以後、山東鉄道国庫証券関連の文書は、F門に分類されていくわけですが、「508.1243」の文書群は、二つの分類先に分割されることになったのです。外務省が対支文化事業の財源とその背景にある政治問題に対して、どのように組織的に対応したのかということは、「508.1243」という分類番号に気づいたからこそ見えてきたことであり、文書の内容だけをずっと追っている、気がつかなかったかもしれません。

(二) 文書の処理過程に見る政策展開の実態

次に、第三部の「文書の処理に即して『読む』ということについて、具体例を挙げて説明したいと思います。【図3】(二四頁)の文書をご覧下さい。これは大正八年七月、当時中国に駐在していた小幡西吉公使から内田康哉外務大臣に宛てられた、新四国借款団に関する電報、つまり在外公館から本省に送られてきた来電です。電報の本文である中身も重要なのですが、注目すべきは左側の余白に墨で書かれた九つの漢字からなる「枢総陸海蔵参軍老伊」という書き込みです。上から順番に、枢密院、総理大臣、陸軍省、海軍省、大蔵省、参謀本部、軍令部、元老のこととして、最後の「伊」という文字は臨時外交調査委員会(以下、外交調査会)の委員を当時務めていた伊東巳代治を意味

します。実はこれは、外務省の省外機関に来電の「写」を作成して送付せよ、という指示なのです。

閲覧状況をみていきますと、当時外務大臣だった加藤高明は閲覧していませんが、次官の幣原喜重郎が閲了サインとしての花押を据えています。外相の加藤に対しては、「要目付了」という印が押捺されているように、ポイントをまとめた「要目」を後ほど渡して了解を得ていたのだろうと思われれます。また、一番右の空白箇所には「要処分」とあります。「処分」というのは、来電の「写」を作成して省外の九つの機関に送付せよ、という意味なのです。これは幣原による書き込みでして、どの文書の「写」をどの機関に送付するかという「処分」の仕方は、次官が判断していました。このように、文書の「写」の作成如何と送付先、つまり情報の共有先を決めるのは次官の専権事項として、このときは幣原がイニシアチブを発揮して執りおこなっていたのです。面白いのは、幣原が外交調査会すなわち伊東巳代治へ電報の「写」を送付することを段階的に控えていき、情報を遮断することで、伊東の政治力を次第に削いでいったことです。

拙著『幣原喜重郎』(中公新書、二〇二一年)では、外務省の組織論とその対の問題として幣原のリーダーシップを論じました。一例としては、新四国借款団の事業範囲の問題を取り上げ、日本が「列拳主義」と「概括除外」の二つの方法のうち、紆余曲折を経ながらも「列拳主義」を選択していった過程を叙述しました。従来この過程は、当時首相だった「原敬の功績だ」「原のイニシアチブだった」「原外交だ」と説明さ

れてきました。あるいは、外交調査会への文書送付を控えていったのは、当時外相だった「加藤高明の功績だ」というのが通説でした。

しかしながら、外交調査会に文書(電報の「写」)を送付するか否かを判断・指示していたのは、いま見てきたように、実は幣原だったのです。情報を遮断することにより、結果、伊東巳代治を政策決定過程から排除することに成功したわけですし、これは、幣原が「要処分」と書き込んだように、次官の専権事項として情報を管理し、幣原がリーダーシップを発揮したからこそなし得たことでした。

ここからは、新四国借款団にまつわる国際情勢の変化を外務省がどう認識し、どういう形で情報を共有したのか、あるいはどの省外機関との関係性を重視し、組織全体としてどう対応しようとしたのかといった、外務省の組織的な対応のあり方が浮かび上がってきます。それと同時に、次官である幣原の役割やリーダーシップのあり方までも読めてくるわけです。これも、電報の余白に書き込まれた「写」の送付先に気づき、当該案件における「写」の送付状況を悉皆的かつ網羅的に計量分析するという、「史料学的アプローチ」を採用したからこそ浮かび上がってきた歴史像です。「史料学的アプローチ」は、組織論だけでなく、リーダーシップ論にもつなげていける可能性を宿しているのではないかと考えています。

ここ最近刊行される、外交史研究のハンドブックの類いをいくつか見ておきますと、「近年では外務省の組織学的研究が盛んになった」といった記述が目にとまるようになりました。私が外務省の組織論に

重点を置いて論文を書き出したのが一九九〇年代末、「史料学的アプローチ」を本格的に導入して研究成果を出し始めたのが二〇〇〇年代初頭、最初の著書『大戦間期の対中国文化交流——外務省記録にみる政策決定過程』(吉川弘文館)を上梓したのが二〇一三年なので、その意味では、「外務省の組織学的研究が盛んになった」という研究動向を多少なりとも先導してきたのではないかと、ささやかな自負も感じます。

(三) 悉皆調査の重要性

さらには、対象史料を「全部見る」ことも、非常に重要だと感じています。「原文書と編纂史料とデジタルアーカイブズ」と題した第四章では、それぞれの特性と利用の仕方について書きました。もちろん、史料の利用の仕方にはいろいろあつてよいのですが、結局は「全部見る」というのが最良だと私は思います。最近、新しい分野にチャレンジしようと思つて外交文書を読み始めたのですが、なるべく外交史料館に来て原文書を読むよう心掛けています。その際、まず「親ファイル」を全部読み、次に階層的に掘り下げていって「子ファイル」、さらには「孫ファイル」とファイルを読み進めていくのです。なぜそうした読み方をするのかというと、結局はこうした悉皆調査が一番効率がよいと考えているからです。

歴史叙述においては、物事が動いていく仕組みや原理、実際の展開過程、その因果関係、さらにはアクターや事象間同士の関係性・構造型といったものが大事だと思っっているのですが、そうした諸々を踏まえて歴史像を構築しようと考えているならば、外交史料館で原文書を悉皆的に見るのが一番よいと思っっているのです。コロナ禍でなかなか来館できないときは、アジア歴史資料センターにもぜひぶんとお世話になりました。けれども、アジア歴史資料センターを利用する際も、私はキーワード検索を基本的に使いません。記録の構造性を意識しながら展開過程をきちんと追おうと考えるならば、キーワード検索をしてもほとんど意味がないからです。

こんなことを言うと、なんだかとても意地悪で、いやらしく聞こえるかもしれませんが、他人の書いた論文を読んでいると、「ああ、これはアジア歴史資料センターの検索機能に頼って書かれた論文だな」とか、「この論文は、刊行物の『日本外交文書』を最初に読んで、めぼしい文書についてだけ、あとから帳尻合わせのように原文書に当たったものだな」といったことは、意外とわかります。

別に、原文書を読むことだけが正義ではありませんし、こんなことを声高に主張すれば、たちどころに「原文書至上主義」といった批判を浴びてしまいそうです。むろん、本書の第四章でも書きましたように、『日本外交文書』やアジア歴史資料センターの利用には、原文書を読むことでは得られない意義や価値が多くあります。ですので、利用の仕方はいろいろあつてよいわけです。公文書の『多義的な情報』

を読む」ことを重視するのは、何も二次的な史料を軽視するとか、政治過程を精緻に叙述することを何よりも優先的に追及したいとか、そのような意図からではありません。「多義的な情報」を読み取らないよりは読み取った方が、組織の行政文化や活動原理を踏まえた、多少なりとも豊かな歴史叙述が可能になると考えるからですし、それに加えてマルチ・アーカイバル・アプローチを導入すれば、従来にないグローバル・ヒストリーが描けるかもしれません。そういう理由で、公文書の「読み方」にこだわっているのです。

もつとも、最近の若い人たちは、とにかく次から次へと成果を出さねばならないようですから、外交史料館でじっくりと腰を据えてファイルを階層的に「全部見る」というのは、効率性に欠ける、割に合わない作業のように思えるでしょう。ただ、効率性を追求する反面、それによって犠牲にしていることも必ずあるはずなので、自分の研究にとつてどのように史料に向きあうべきなのか、少し立ち止まって考えてみるのも悪くないように思います。たとえば、従来の多くの外交史研究が『日本外交文書』を利用してきた点を逆手に取って、『日本外交文書』を一切使わずに「外務省記録」を悉皆的に読んで論文を書くだけでも、かなり新しいことが言えるのではないのでしょうか。

さて、話がいきさか脱線したので、戻しましょう。先程来、「全部見る」ことの重要性を説いているわけですが、そのうえで重要なのは、「規程と運用の落差」という問題を考えながら文書を読むことだと思えます。よくありがちな理解の仕方として、分課規程を根

拠に、〇〇局の△△課はこの業務を所掌していた、何々の案件については、省内でこういう分掌体制を敷いていた、というものがありません。たしかにそれはそうなのですが、しかしながら、分課規程でそのように規定されていても、実際の運用では全然そうはなっていないという事例が往々にしてあるのです。先ほど述べた、対支文化事業の財源問題について亜細亜局第一課が主管した事例などは、まさにその好例でしょう。

ほかにも次のような事例があります。中国での投資や鉄道といった事業は、分課規程上では亜細亜局第二課の主管です。ところが実際には、亜細亜局第一課がいくつかの滿蒙鉄道について主管していました。あるいは、多くの在中鉄道がもと第二課の主管だったはずなのに、大正一二年三月を境に、その主管が第一課へ軒並み切り替わる、といった事例もあります。本来なら鉄道の主管は第二課であるはずなのに、第一課が第二課から主管を召し上げるといふか、切り替えていくのです。詳しく説明する余裕はありませんが、実はこの問題の背景には、東アジア地域を舞台とする在滿・在中鉄道をめぐる国際的な借款や投資政策の競争があるのです。詳しくは、拙著『大戦間期の対中国文化外交』の第二章をお読みいただければ幸いです。こうした点が明らかにになったのも、「多義的な情報」に注目しながら、当該文書群を悉皆的に読み込んだからです。

行政組織の運用というのは、決して杓子定規ではなく、割と弾力的かつ柔軟に行われます。官僚の仕事のあり方の特徴のひとつは、時に

融通無碍に物事を進めていくところにあり、そしてそれが意外と組織としての強みになっていたりするのです。規程どおりに運用されるとは限らないことを一つの前提として踏まえ、組織的対応の実態を公文書の悉皆的な読み込みから把握することは、重要だと思えます。そのようにして把握した組織的な対応のあり様を、国際社会の動態や各国間との関係性と関わせて検証することにより、外務省の活動・行動原理や機関哲学などを取り込んだ、従来にはなかった外交史像が提示できるのではないかと考えています。

(四) 『日本外交文書』採録対象外の記録群の重要性

私は、N門(文書・図書)やM門(官制・官職)の文書を比較的多く活用しています。これらは、『日本外交文書』に採録されることはありませんが、私にとつては非常に重要なのです。たとえば、本書の二五七ページに引用している、「記録事務組織改善二関スル件」という文書に注目してみましょう。これは、大正一〇年三月一二日付で当時の文書課長であった松原一雄が、省内の各課長に宛てた通知です。そこには、「同一事件ニ関シ当該局課ト記録部等ニ別意ノ綴込ヲ有スルガ如キハ、記録ノ整備ヲ困難ナラシムルニヨリ、出来得ル限り之ヲ廃シタキトコロ、局課ニアル綴込ニシテ、当該課執務ノ必要上之ヲ直チニ記録部ニ引継ギ得ザルモノハ、少クモ右綴込ノ表題丈ナリトモ、

当該記録員（―記録員とは、書類の引継ぎとか綴込みとか、貸出しの事務に当たるとされた、各課に割り当てられた文書課職員のこと―）
 二知ラシメ置ク様致度」と記されていました。

この通知の背景を少し補足しておきますと、それまでの文書管理規程では、手元に文書を一時保管することは認められておらず、文書が処理済みとなって完結したら、それを速やかに記録部局に移管するよう定められていました。ところが、原課の職員は規程を無視して執務参考資料として文書を手元に置きたがるため、記録が移管されないし、移管されるにしてもまばらにしか移管されないので、系統立ったファイリングができず、記録の保存業務に支障をきたすという問題が起きていたのです。そこで、「せめてあなた方の課はどの文書を持つているのか、手元に保管している文書の表題だけでもいいから知らせて欲しい」と、依頼しているのです。

非常に地味な内容の通知ですが、これを読んだとき、私は雷に打たれたような感覚に襲われて、これはすごいものを発見したと思えました。なぜならば、当時読んでいた文書群中によく見かけた、ある判子の意味がどうしても分からないのでしたのですが、この通知によってその意味がわかったかと思えたからです。【図4】（二五頁）をご覧ください。丸型の判子の真ん中が二本の線で分割されています、線と線の間の日付が入っています。割られた上半分の半円と下半円にそれぞれ、「文化事業部第一課」というように、局課名が書かれています。この判子にはいろいろなバリエーションがあつて、様々な局課名が記された同

様の判子が、他にもたくさんあります。ただ、外務省の文書処理規程や処務規程をかなり網羅的に調べたのですが、これら判子に関する規程を確認できず、結果、その用途や意味がわからずにいたのです。

ところが、この通知を見たとき、これらの判子は、完結した処理済み文書を一時的に手元に保管するときに押捺するものではないか、つまり、処理済みになったとはいえ記録部局へ文書をすぐに移管せず、手元に暫時保管すると原課が決めたときに押捺した判子ではないか、と推測したのです。残念ながら、この推測を立証する規程は、現在でも確認できておりません。その意味では、依然として推測の域を出ないので、一方でそうだと思える根拠もあるのです。

それは、判子が押捺された文書と押捺されていない文書とに大別される、ということですが、無印文書は相当な数にのぼります。そこから考えるに、押捺されていないのは、単なる押印の失念ではなく、ある意思をもって押捺していないのではないかと考える方が妥当です。要するに、判子を押捺した文書は官僚が手元に置いておきたいと考えた文書で、押捺されていない文書は手元に置いておく必要がなかった文書だと、捉えられるのです。原課での手元保管が原則禁じられていた状況下で、それにもかかわらず保管するからには、原課として文書を保管する責任の所在を押捺によって示す必要があつたのでしよう。むしろ、こう考えても推測の域は出ませんが、その確度は上がったのではないのでしょうか。官僚は、文書が処理済みになって完結しても、執務参考となりうる文書は手元に置いておきたがる習性があるので

す。であれば、押印の有無の情報にしたがつて、当該文書群を計量的に分析する意義はあるでしょう。

そのように考えて、どの文書、すなわちどの情報が当時の官僚にとつて執務上有用で、どの情報が不要だったのか、それを悉皆的に検証していったのです。結果、見えてきたのが「亜細亜局保管文書群」や「文書事業部保管文書群」という、現在の記録秩序からはうかがい知れないバーチャルな文書群でした。そして、それら文書群が形成される背景には、当該期の日本外交が直面していた、大きな政治的な問題が横たわっていたのです。詳しくは、拙著の第一〇章と第十一章をご覧ください。ただけたらと思いますが、これはN門やM門に編綴されている文書を紐解かなければ絶対にわからなかったことです。こうした判子にまつわる「多義的な情報」も、日本外交が直面していた政策課題を説明するうえで結構大事なヒントになるのではないかと考えています。

ただ、こうした悉皆調査は、非常に効率が悪いです。「全部見る」ので、判子の有無や文書の回付先、それがたとえば先にお話ししたように九機関なのか、それとも五機関なのか、回付方法に変化はあるのか、それはいつからなのか、といった具合に全部チェックしながら悉皆かつ計量的に読んでいくことになります。それに加えて、内容も確認しながら読んでいくので、一文書を読むだけでかなり時間がかかり、骨が折れるのです。しかも、そうした読み方をした先に、何らかの意思決定過程（文書処理過程）の傾向性や外交政策の大きな転換が必ずみえてくると自明に分かっているわけではありませんから、読んでいる

最中は、まさに暗中模索といった心境なのです。

とはいっても、一方で「この先に、何か新しい発見がきつとあるはずだ」とか、「今はまだ傾向性や画期は見えていないけれども、この文書群を読み終える頃には、そこを突き止めることができているはずだ」と自分に言い聞かせるように、念じながら読んでいます。

そうして書き上げた論文が収録された共著を、ある尊敬する先輩研究者の方へ献呈した際、「史料学的アプローチ」ということ、原義と決裁までさかのぼること、は言うにたやすいことですが、手間暇とそこから出る結論の見過しとに、躊躇する方法と考えています」というコメントを頂戴しました。その後段では、「しかし熊本先生は、果敢に挑戦され、満州事変後の幣原の方針を見事に浮かび上がらせられました」と労っていただいたのです。私としては、その労いの言葉はもちろん、「史料学的アプローチ」という手法の繁雑さを理解していただけたことで、何だかとても救われた気持ちになった記憶がございませぬ。

たとえば、本書第八章の「文書回付からみる参事官制度」では、計四三三六通の文書をそのような方法で読み込みました。「多義的な情報」を根こそぎさらい、文書処理の傾向性の析出方法や分析の仕方を工夫しながらの試行錯誤でした。最終的には、文書処理の傾向性とその変化の画期がはつきりと見えてきて、かつ当該期外務省の陥つていた制度的欠陥を指摘することができました。文書の内容を読んでいただけでは分からなかった世界、それまで見えていなかった世界が急に見えてきた瞬間は、それこそ雷に打たれたような感覚で、多少なりと

も報われた思いに浸ることができません。

三 史料学的アプローチの射程

本書についての反響と課題についても少し紹介させていただきます。主要四紙のうちでは一紙だけ、『読売新聞』の書評欄で、国文学研究資料館の加藤聖文先生に取り上げていただきました。その他、『体育史研究』(三八号、二〇二二年三月)、『歴史評論』(八五三号、二〇二二年五月)、『アーカイブズ研究』(三四巻、二〇二二年六月)といった研究雑誌にも書評が出ました。何しろ特殊な本なのでそれほど多くの書評に恵まれたわけではありませんが、手法の特殊なところをおおむね酌んでいただけたのではないかと思っています。

フェリス女学院大学の和田浩一先生には、先程の二(二)「文書の処理過程に見る政策展開の実態」で述べた、第九章「写」供与の変化にみる政策対応の変化」に関する感想として、ありがたいことに「感動的ですからある」とまで評していただきました(『体育史研究』)。

皇學館大学の長谷川怜先生も、「本来であれば長い時間をかけて多くの史料をみることによって徐々に体得していくべき知の体系を、余すところなく実例に基づいて解説した」と、本書の意義を積極的に評してくださいました(『アーカイブズ研究』)。

さらには、私がずっと仰ぎ見ている尊敬する先生から、拙著をお送

りした返礼のコメントを頂戴いたしました。そこでは、私の意図することを踏まえ、「形式的と思われる対象から動的なイメージを浮き上がらせ、日本外交の動きを見通す視界を開いていく貴者の力はすごいと思います」、「外交史料に直接接するに際して貴著を参照しながら研究できる人たちは幸せだと思います」と好意的に評していただき、ずいぶん励まされました。組織とか文書管理制度とか記録の構造とか、地味で静的なイメージですけれども、そこを突き詰めていくと、動的な外交史のイメージを十分酌み出していけるのではないかと考えていたので、「史料学的アプローチ」の意図するところを分かっていただけで、大変ありがたい思いでした。

一方で、課題もご指摘いただきました。『歴史評論』で書評を書いてくださった明治学院大学の佐々木雄一先生からの、「さらにそれら(史料学的アプローチ―引用者注)を発展させていくに当たっては、意義や有用性を高唱するよりも、どのような範囲で適用・応用可能でいかなる限界があり、他の学問分野や方法論、史料の扱い方などのような共通点・相違点があるのかといったことをより整理して論じていくことが重要だと思われる」といった指摘は、たしかに重要な論点だと思います。

「史料学的アプローチ」の発展可能性については、研究者の皆さんがそれぞれの分野で個々に考えてもらえばよいのだと思いますが、ただ、誤解を恐れずに申し上げますと、公文書がちゃんと体系的に残っていれば、陸軍省文書、海軍省文書、宮内省文書、他の行政分野であつ

でも、この手法は適用・応用できると思います。もちろん、それぞれの行政分野とか、それに起因する文化の違いや特性、あるいは人事に關わる環境要因といったもの、そういった変数をしっかりと加味しながら公文書を読んでいく必要があるのですが、そうした手続きを踏まれば、適用・応用は十分に可能ではないかと考えています。

その一方で、戦後日本外交史へこの手法を適用・応用することは難しいと考えています。河野康子先生が『自民党政治の源流―事前審査制の史的検証』(吉田書店、二〇一五年)で書かれているとおり、戦後になると、事前審査制などにより意思決定過程は複雑化し、外務省の意思だけで外交方針を決められなくなるので、この手法は限定的にならざるを得ないからです。外務省の意思を解明できても、それが政策施行・実施に直結するのかもしれないと、そうとはいきれない事例が多くを占めてきますので、「史料学的アプローチ」の有効性は、やはり限定的にならざるを得ないと思います。

「史料学的アプローチ」の方法論についてあれこれ話してきたのは、つまるところ、どのような方法論に依拠するのかということ、どういう歴史を書くのかということと表裏一体の関係にあると考えているからです。

と同時に、先ほど歴史叙述には展開過程と因果関係と構構性が大事であるという話をしましたけれども、分節化して考えて実証した先に、ストーリーといえますか、物語(ナラティブ)としての歴史を書くということも、とても大切だと思っています。もちろん実証も大切なの

ですが、「言語論的転回」の議論を持ち出すまでもなく、ナラティブとして語ることの重要性もあると思っています。そして、そのためには、想像力が重要になってくると思います。

その想像力について、少しだけ付言しておきましょう。想像力が重要だといっても、史料がないからといって、単なる思いつきや妄想で歴史を書いてよいという話をしているわけでは、むしろありません。史料がないことにも意味があり、そのこと自体に史料性が宿っている場合が往々にしてあります。つまり、史料がないことの意味性について想像力を働かせることが重要になってきます。たとえば、公文書が作られなかった、廃案になった、あるいは廃棄されて残っていない、史料がないということには、なにかしらの原因や理由があるからなので、そういった意味を問うことは必要だろうと思っています。

そのうえで、残された史料についてもその構造のいびつさとか、偏在性が当然あるわけで、その意味を考えることも重要です。史料が残っていないか、残り方に偏在性が認められたりする場合は、他の残存史料や関連史料から傍証することが大事になってきますね。そういう傍証の過程でも想像力は必要になってくると思います。

四 外交史料館で「外務省記録」を保存管理する意義

最後に「外交史料館に望むこと」を述べるとともに、組織が独自の

アーカイブズを持つ意識について話したいと思います。外交史料館で行なっている『日本外交文書』の編纂事業は、他のアーカイブズ機関と比べて非常に特殊で際立っていて、かつ重要な事業だと思っています。史料集を編むということ、もちろん宮内庁も『昭和天皇実録』などを編纂していますけれども、その事業を行ううえで、自前でアーカイブズを持つことはとても重要です。

ところが、二〇二一年一月八日に開催された第九一回公文書管理委員会の配布資料、令和三年一月内閣府公文書管理課作成『公文書管理法施行令・ガイドラインの改正案について(ポイント)』では、「改正⑥」として、「外務省の行政文書を国立公文書館に移管可能とする」との方針案が示されました。ですから、これは今後の運用次第だと思いますが、これまで外交史料館に一律に移管するとされていた戦後の外交記録も、形式的には総理大臣と外務大臣の協議の結果によっては国立公文書館に移管可能となるわけです。そうなってしまうと、外交文書の編纂事業は立ちゆかなくなるのではないかと懸念しています。

外交というのは、あまたある行政分野の中でもかなり特殊な分野だと思います。相手があつてのことという特殊性もありますし、機密性が極めて高いのです。その意味では、防衛とともに国益に直結する、重要で機微な行政分野だと思っています。そのような過去の記録を自前のアーカイブズで持つておけるのは、外務省としては大きなメリットだと思っています。本省の官僚の立場からすると、戦前の外務省記録を参考資料として活用することはもうないだろうと考えているのか

もしれませんが、いつ、何をきっかけに昔の外交事例に立ち返って物事を考えなければいけない案件が発生しないとも限りません。戦前・戦後を問わず、記録を体系的に残しておくことは外交活動においても重要だと思えます。外交史料館の設置(一九七一年四月)は、国立公文書館開館(同年七月)のわずか三カ月前です。外交史料館を国立公文書館より先に設置することを重視したと、当時を知る関係者の方から仄聞したこともございます。仮に、自前でアーカイブズを持つことの意味が外交史料館設立当時に重要視されたとするならば、今の外務省の担当の方々は、こうした公文書管理法施行令の改正をどのように考えていらつしやるのか、とても心配になります。

もちろん、「ワンストップ構想」といって、一部の諸外国にない、一か所の施設で行政文書の全てが閲覧できた方が便利で好ましいという発想は、あるでしょう。たとえば、イギリスの事例にしても P R O (Public Record Office) がなくなり、T N A (The National Archives) としてキューガーデンに移ってしまいました。ですので、そういう事例があるではないか、という話になるのかもしれない。ですが、日本の外務省のあり方として独自のアーカイブズの管理があつてもいいはずなのです。そうした議論をする際、利用者側の「ワンストップ」という利便性に議論の力点を置き過ぎずに、外交活動における記録を体系的に保存管理することの意義、つまり外務省としての「アーカイバル・ヘゲモニー」の観点からもつと議論をしてもよいではないかと思っています。

最後は話がまとまらなくなりましたけれども、大体時間になりましたので、以上で話を終わらせていただきたいと思えます。御清聴ありがとうございました。

質疑応答

神山晃令(『日本外交文書』編纂委員) 今日のご報告では、『日本外交文書』の原文書の多義的な情報を一部削除しながら編纂していくという方法への懐疑論に対して、熊本先生なりの解決策を提言されたという気がいたしました。

ただ、一方で、この御本でも書かれているように、『日本外交文書』という史料集は外交史研究をする上でのガイドラインとしての利用価値といったものはまだまだあるのではないかと気がしております。そういったことも含めてのお話だったと思うのですけれども、現在進めている、戦後期『日本外交文書』の編纂方針に対する提言や御意見があればぜひお聞かせください。

熊本 今日の話だと、原文書に記載されている多義的な情報が『日本外交文書』では切り落とされている、というネガティブな話に聞こえたかもしれません。ただ、決してそのような点を強調したくて申し上げたわけではありません。御指摘いただいたように、拙著の第四章でも、編纂物としての『日本外交文書』の価値を四点ほど指摘しております。

まず一点目は、コンパスとしての価値です。私はいきなり原文書

から読み始めますが、これから歴史研究をされる初学者の方がそうやって原文書から読むことが一番よいかというと、そういうわけではないと思います。外交案件の内容をわかりやすく提示してくれる、コンパスとしての意味は他に替えがたいものです。二点目として、巻頭の目次も有意義だと思います。戦前期『日本外交文書』の事例を申し上げると、中国関係と欧米関係とで巻が二部立てになつていきますね。そこでの目次を見ることによって、当該年にどういう案件があつたのかを、一覽性を高めた形で確認することができます。同時に、巻末の日付索引は年表としての価値もあり、有用性が高いと思います。これが三点目の価値です。外交案件というのは複数のものごとでも絡み合いながら並列してどんどん進行していくわけですから、それをタイムライン上に一覽性を高めて見せてくれます。こういう案件が進んでいく一方で、別の案件が同時並行的に進んでいくことがわかります。四点目として、『外交史料館報』にも『日本外交文書』の採録文書の概要が掲載されていることを挙げたいと思います。これらの情報が読者や研究者のコンパスとなつていていることは間違いのない事実です。私は、いきなり原文書から読み始めるといいましたが、そうはいつでも目次や索引を活用することも多々ありますので、『日本外交文書』なくしては今後も研究は成り立ちません。ぜひ編纂事業を今後も続けていただきたいと、切に願っております。

和田潔(外交史料館長) あくまでも個人的な見解ですが、お話を伺っていて、外務省というのは昔からあまり変わっていないのだなと思

うところがありました。組織内部の力関係というか、局課には強い局課と強くない局課があり、外交政策の立案に関して、省内で意見の相違がある場合、強い局課の意見に振られていく傾向があると感じています。N門、M門のファイルからそういう省内力学を読み取れることができれば大変興味深いです。今の外務省員も同じようなメンタリティーで仕事をしていると思うので、今の行政文書が将来移管されるようになってくると、そこからもまた同じように読み取れるようなものがあるのではないかと感じた次第です。現在、外務省史料の国立公文書館への移管が議論されていますが、そういった観点も踏まえながら検討をする必要があると認識しました。本日はありがとうございます。

浜井和史（『日本外交文書』編集委員） 本日は、外務省の職員として外交記録に習熟した方が多くいらつしやるので、もしかしたら受け止め方が違うかもしれませんが、外交史研究者というのは、必ずしも外交記録そのものについては習熟しているわけではないため、文書の形式についてはあまり深く考えることがなく、文書の中身だけを見て、引用することが多いように思います。そういう意味でも、ぜひ「史料学的アプローチ」の啓蒙をしていただきたいと思つていらっしゃる次第です。そこで、「史料学的アプローチ」の射程という観点から一つお考えを伺いたいと思います。今回のお話で対象としている時期区分は、戦前の外務省や戦前の近代外交であつて、戦後の外交のように、自民党の外交部会等の異なる主体（アクター）がある

時期とは異なります。そういった意味では、もちろん外交政策の決定過程をめぐる状況が質的にも変わってくるのではないかと思ひます。他方で、戦前においても、明治、大正期の藩閥人事的なものから、昭和の戦前期になると外交官試験で任用された職業外交官が活躍するようになって、外務省という組織自体もしかしたら変わつていくのかもしれない。また、回覧先というお話がありました。枢密院もあれば、陸海軍もあつて、元老もいて、臨時外交調査会もあつて、ある種、様々な外的なアクターを織り込みながら外交政策をつくるということがあつて、戦後外交も外務省だけではなくて、他省庁も相当関わつており、そうした複雑な政治力学の中で、「外務省の動きはこうです」といえるようなもの、つまり外務省という組織体の機能を見いだしていく同手法のアプローチの有効性についてのどのように考えればよいのか、教えていただければと思います。

熊本 とても鋭い御質問を頂戴したと思つております。外交を語るときに、主体としての外務省の役割をどう捉えるかというご質問だと思ひます。この問いはそれこそ現在、学界においても一つのホットな問題関心として取り上げられています。先程ご紹介した佐々木雄一先生は、ご著書で、首相・外相・外務省を中心とする正規の政策決定過程と日本外交の原則を重視した外交史像を展開されました（『帝国日本の外交1894-1922——なぜ版図は拡大したのか』東京大学出版会、二〇一七年）。それによると、対外政策の決定過程における外務省の位置や存在は、従来語られてきた以上に強固なもので

あり、また重要なものです。もちろん時期や対象にもよるでしょうが、政策主体としての外務省の位置づけは、ここ一〇年ぐらいの研究動向でいうと、他のアクターの容喙を受け続けた弱い存在ではなかった、自律的な側面が強かったという方向にシフトしてきているのではないのでしょうか。

そのうえで、私が主に研究対象としているのが大正期だということとは、実はポイントだと思います。なぜなら、明治期だと外交官試験によるリクルート制度がまだ整っておらず、「陸奥外交」「小村外交」といわれるように、外務大臣のイニシアチブが発揮されていた時代であり、逆に昭和期になると、今度は外交の主体性が非常に揺らぎ始めるといった局面が出てくるのに対し、一九二〇年代、三〇年代の大戦間期はどうであったかという点、外交官試験による採用が軌道に乗り外務省の組織制度も整ってくるし、軍の相対的な地位の低下もあるなかで、外務省のイニシアチブが比較的発揮しやすい時期だったと考えるからです。また、外務省記録の残り具合もよいです。ただ、全ての時期における、外交活動におけるアクターとしての外務省の相対的な位置づけについて総括でき得るほどの見識をいまの私は持ち合わせておりません。ひとついえることとして、最近では、かつてのイメージ以上に戦前期とりわけ大戦間期の外務省は自律性を備えた存在だったと捉えられているのではないかと考えています。

熱田見子 (外交史料館編纂室課長補佐)

私が以前に出席した外交文

書編纂者国際会議の席上、ある国の代表が、いずれ各国の外交文書のデータベースが統合されて、iPodで曲を選ぶように一つ一つ文書を選んで研究できる時代になると述べていました。それに対して、別の国の代表が、そうした文書の利用の仕方は、便利である反面、前後の文脈が分からないままに文書を引用することになり、その文書の特質を無視した乱暴な扱い方になってしまふ危険性があると警鐘を鳴らしていたのが印象的でした。こうした議論がある中で、日本の研究者に対して文書そのものを丁寧にみるべしと提唱されることは非常に意義があるものと思います。ただ、一九七〇年代以降に各課室で作成取得された「新分類記録」は、文書課が編纂していた時期の外務省記録、いわゆる「青ファイル」と比較して、史料群の構造体としての体系性はないため、研究者の方が閲覧室に来て関連する外交記録全てを探し出して見るといえるのは実質的には難しいと思います。そのような状況もあって、編纂物としての『日本外交文書』に求められる役割というのは、また少し変わってくるのかもしれないですね。最終的に原文書が見られる、原文書に導くということがより重要になってくるのではないかと思っています。どのようにすればその文書にたどり着けるか、利用者によりわかりやすい形で提示できるのかと考えておりますので、今後ともご助言を頂きたく存じます。

熊本

編纂の採録対象とするファイルが、文書課が編纂していたかつての「青ファイル」から、原局原課のフォルダ単位に分類されるよ

うになった一九七〇年代以降の「新分類記録」へ変更されたこととも関わる、重要なご指摘だと思います。「新分類記録」の分類は、アーカイブズで言うところ、「原秩序保存の法則」として推奨されています。つまり、ファイルを事案ごとに編纂し、独自に史料群の分類を施すことは余計なことであって、原局原課でどう文書を持っていたかということが重要だから、その原秩序を保存すべきであるという考え方は、これはアメリカから学んだアーカイブズの手法ですけれども、ただ、それが果たして日本のアーカイブズ全体に裨益しているのか疑問に感じています。文書がこれだけ大量に作成されるようになるとファイルングしてられないので、仕方がないと思うのですが、文書がある程度体系的にまとまっているファイルから文書を読み込むという作業と、あちらこちらの原局原課が持っている状態のファイルから文書を探し出して読まなければいけない苦労というのは各段に違うので、外交文書の編纂が数段難しくなっているのだと思います。このように全体性が本当につかめなくなってきたら、今おっしゃった点も含めて、『日本外交文書』がガイドラインとしての役割を果たしていく意義は、より一層高まっているのだらうと思います。

冨塚一彦（『日本外交文書』編纂室長）対象となる文書を隅々まで丁寧に見るのが大切だというお話を伺って、これは我々が『日本外交文書』の編纂作業を行っているときの手法によく似ていると感じました。『日本外交文書』では、主管や決裁過程までは情報として

収録しませんが、編纂の過程で文書を一点一点読むときには、文書内容だけではなく、主管がどこで写しがどこに回ったのか、どのレベルまで決裁がされたのかについても当然確認します。こうした作業を主要ファイルはもちろん、メインでない関連ファイルまですべて行い、最終的には採録しない文書についても一つ一つ潰していくわけです。膨大なファイルを前にして、時には本当に全部やる必要があるのかと思うときもありますが、そういうときは、急がば回れで結局はそれが一番の近道なのだと思います。外交史料館に九年間在職されて、特に編纂業務を中心にされてきて、こうした業務が現在の御研究にどう活かされているのかについてお聞かせください。

熊本 本日は、多義的な情報を含めて文書を全部見るということを、まるで自分の専売特許のようにお話ししてしまいました。ただ、「あとがき」にも書きましたが、それは外交史料館の編纂業務で培われたことなのです。転電や転送の仕組みといったことも含めた読み方を徹底的にたたき込んでいただきました。外交史料館で、史料の読み方を身につけることができたおかげで、今の手法があるのだと改めて思います。編纂業務に携われた九年間の賜でございます。本当にありがとうございます。

浜岡鷹行（外交史料館編纂室主査）悉皆的な「史料学的アプローチ」で、外務省を主体とする外交史像を描くということは、大正期という時期だからこそできるというお話との関連の質問になりますが、外務

省にあった文書を自分一人で全部見て、外務省の動きを再現する悉皆的アプローチは、相当な時間とコストを要するとも思います。熊本先生個人としては、どのような対象・時期をこうした手法で手がけていこうと考えていらっしゃるでしょうか。

熊本 ご指摘のとおり、一人では限界がありますので、将来的には共同研究であるとか、マルチ・アーカイバル・アプローチと組み合わせるなどしてみたいと思います。たとえば、イギリスやアメリカの外交文書を読むときにも、各国の外務省の組織制度論を加味しながら読んでみたらどうなのだろうと考えますし、そういった読み方を踏まえて浮かび上がる歴史像と、日本の外交文書から描ける歴史像とをうまく組み合わせられないか、そのようなことを視野に入れないながら、今後考えていきたいと思えます。

（令和四年三月二五日、於外交史料館講堂）

【参考】

熊本史雄『近代日本の外交史料を読む』（ミネルヴァ書房、二〇二〇年）

目次

はしがき

序章 近代日本の外交史料への招待―公文書を「読む」とは

第I部 外交文書の概要を知る―公文書のなかの外交文書

第一章 「外務省記録」とは

第二章 電報の読み方

第三章 公信の読み方

第四章 原文書と編纂史料とデジタルアーカイブズ

第II部 記録の構造変化に即して「読む」―記録秩序論

第五章 分類規程の改編と記録秩序の変化

第六章 記録の移管にみる政策対応の変化

第七章 原秩序の復元からみる「外務省記録」のなかの拓務省文書

省文書

第III部 文書の処理に即して「読む」―組織制度論・政策論

第八章 文書回付からみる参事官制度

第九章 「写」供与の変化にみる政策対応の変化

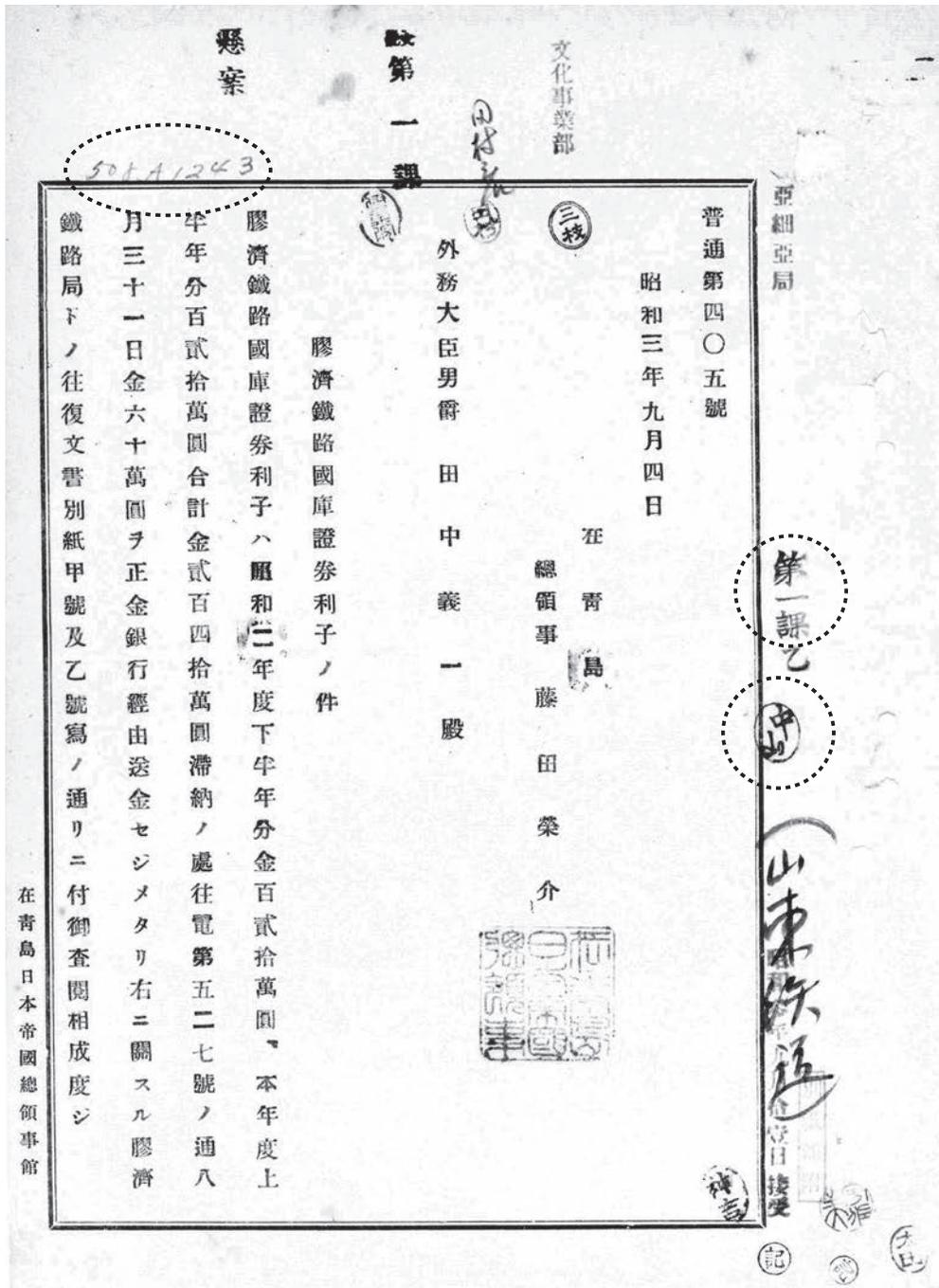
第十章 〈亜細亜局保管文書〉の再現にみる組織の機能

第十一章 〈文化事業部保管文書〉の再現にみる文化外交像

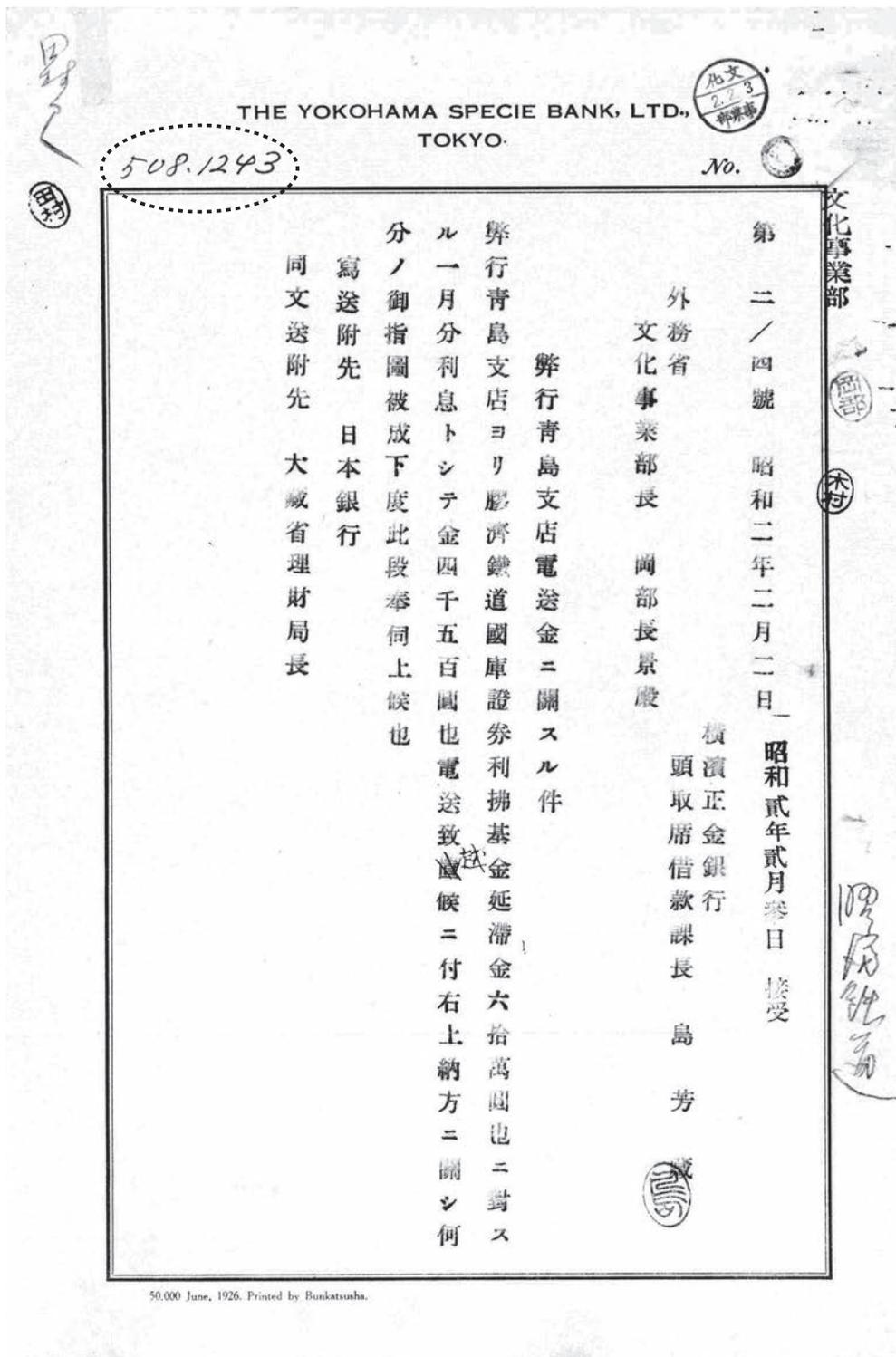
終章 歴史研究への応用―「近代史料学」の構築へ向けて

あとがき

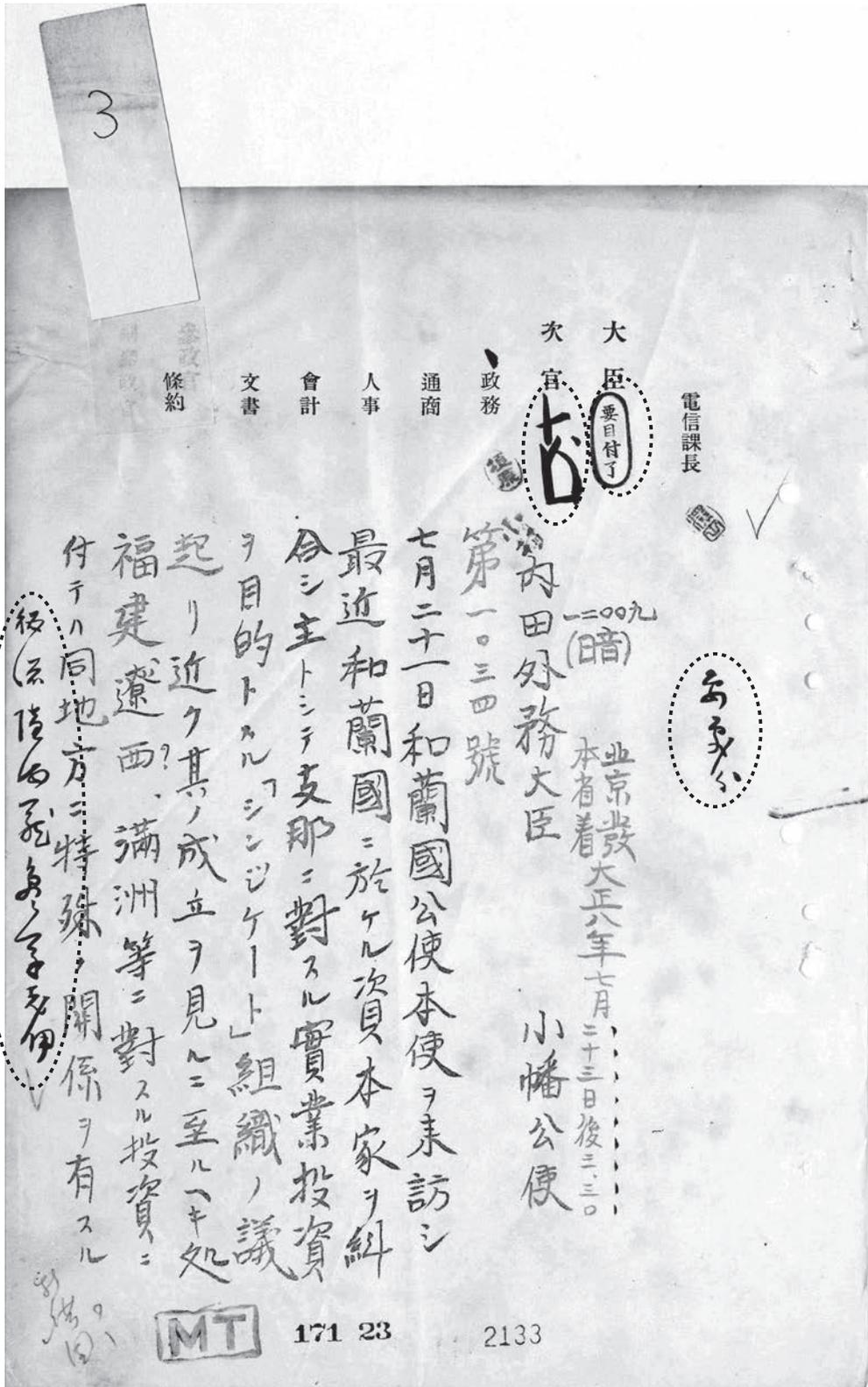
【図1】戦前期外務省記録F.1.9.2.10-2「山東鉄道関係一件 国庫証券関係（業務拡張並回収関係ヲ含ム）」第1巻所収



【図2】 戦前期外務省記録 H.2.3.0.2 「膠州鉄道国庫証券利子受入関係雑集」 第1巻所収

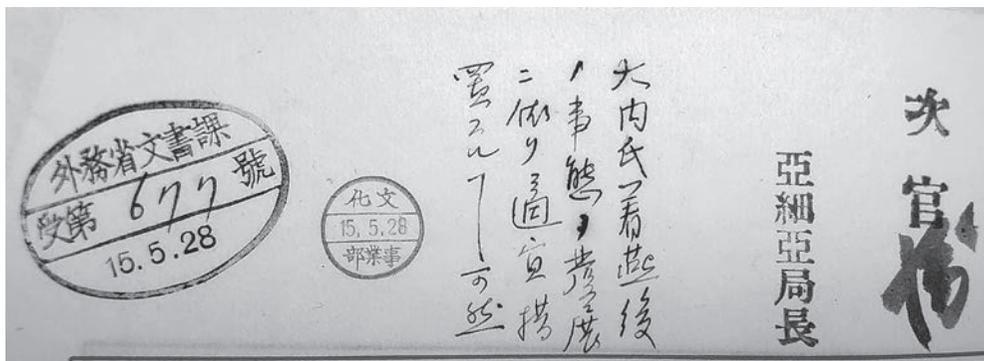


【図 3】戦前記外務省記録 1.7.1.23 「対支新借款団関係」第 4 卷所収

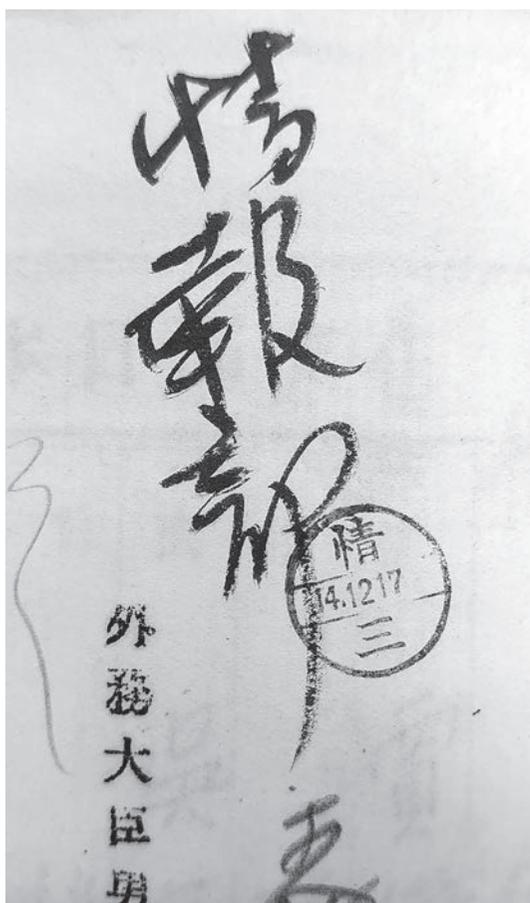


【図4】《丸印》の事例

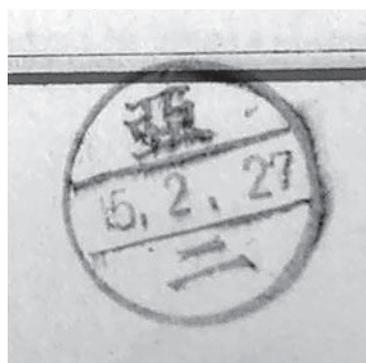
- ①「文化事業部」印（H.3.1.0.1-1「委員会関係雑件 総委員会組織成立経過関係」）
- ②「情三（情報部第三課）」印（1.6.1.4-2「各国内政関係雑纂 支那ノ部」第37巻）
- ③「亜二（亜細亞局第二課）」印（同上）



①



②



③